

広域型施設の大規模修繕補助制度の概要について

(福祉長寿局介護保険課)

1 制度の目的

2040（令和22）年に介護施設需要がピークを迎えることを踏まえ、施設を適正に維持するため、今後、大規模な修繕工事のニーズの増加が見込まれることから、令和6年度から、社会福祉法人等が実施する、広域型施設の大規模修繕工事に対して助成する。

2 助成制度の概要

区分	内容	補足等
創設時期	令和6年度～	
対象施設	定員30人以上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム（※）、介護医療院（政令市を除く、公立を含む）	※介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設
対象経費	施設の改修、付帯設備の改造等の費用	・対象工事及び対象経費は別添を確認のこと
補助率	3/4	・3年ごとに執行実績等を踏まえ見直し予定
補助単価	1,230千円/人	
補助額	いずれか低い方 ①対象事業費×3/4 ②1,230千円/人×定員	
下限工事	対象事業費 3,000万円以上	
経過年数	15年	・施設建築後から15年以上経過していること。 ・又は当該施設が大規模修繕の補助を受けている場合は、補助後15年以上経過していること。
その他	補助後15年以上、当該施設で事業を継続見込みであること	・施設の長寿命化計画（修繕計画）等が策定され、補助後15年以上、当該施設を使用する見込みであること。

3 令和6年度予算

(千円)

メニュー名		R5 当初 (一財)	R6 当初 (一財)	差引 (R6-R5)
県単	広域型施設整備	0	500,100	500,100

別添（対象工事及び対象経費）

1 対象工事

本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次のいずれかに該当する整備をすること。

- (1) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
- (2) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
- (3) 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
- (4) 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
- (5) アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
- (6) 消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
- (7) 県又は市町が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
- (8) 施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等施設等の基盤整備を図るための改修工事
- (9) 特に必要と認められる上記に準ずる工事

※ 一定年数は、おおむね 15 年とする。

※ 対象工事は、「介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱」別表 1 備考 1 の「整備区分」のうち「大規模修繕」の「整備内容」に準じる。

2 対象経費

上記 1（対象工事）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6 パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 既に実施している事業に係る経費
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費
- (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費
- (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費
- (5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費

※現在、要綱改正作業中のため、表記する文言等の修正が生じる場合があります。